

## 旅館業構造設備基準(R7.4.1以降)

(詳細は旅館業法、施行令、金沢市条例等を参照)

		旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業
定義		簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの (法2条2項)	宿泊場所を多数人で共用するもので、下宿営業以外のもの (法2条3項)	一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けるもの (法2条4項)
客 室	客室の床面積	7m <sup>2</sup> 以上/1客室 寝台を置く客室は9m <sup>2</sup> 以上/1客室 (政令1条1項1号※1)	延床面積33m <sup>2</sup> 以上 収容人数が10人未満の場合は3.3m <sup>2</sup> × 人数の面積以上 (政令1条2項1号※1※3)	
	寝具		階層式寝台では上下段の間隔は概ね1m以上 (政令1条2項2号)	
宿泊者との面接場所		玄関帳場、玄関帳場代替設備を有すること。 (政令1条1項2号※1)  【玄関帳場代替設備】 ①事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 ②宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入り状況の確認を可能とする設備を備えていること。 (省令第4条の三1項、2項)	直接に適した玄関帳場を有すること。 管理者不在簡易宿所は施設外玄関帳場を設けること。 外部から見やすい場所に標識を掲げること。 (条例7条2項2号、3号)  【管理者不在簡易宿所】 ①簡易宿所の出入口が、施錠可能であること。 ②宿泊者が管理者等と連絡が取れる設備を有すること。(電話機、タブレット等) (条例8条1項1号、2号)  【施設外玄関帳場】 ①簡易宿所への人の出入りの状況を確認できる設備を有すること。(監視カメラ等) ②簡易宿所に概ね10分以内に到着できる場所であること。 ③外部から見やすい場所に標識を掲げること。 (条例8条1項3号、4号)	
換気 採光 照明 防湿 排水		適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。		(政令1条1項3号、2項3号、3項1号)
浴 室	規模	近接して公衆浴場がある場所を除いて、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。		(政令1条1項4号※2、2項4号※2、3項2号)
	使用水	清浄な水及び湯を供給できる設備を有すること。		(条例7条1項1号ア)
	脱衣所	適当な広さの脱衣場を付設すること。		(条例7条1項1号イ)
	排水	排水に支障のない構造にすること。		(条例7条1項1号ウ)
	循環濾過	濾過器は、1時間当たり浴槽の容量以上の濾過能力を有すること。 濾過器の濾材は、洗浄又は交換及び消毒が容易にできるものであること。 集毛器は、浴槽水が濾過器に入る前の位置に設けること。 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口は、浴槽水が濾過器内に入る直前に設置すること。 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造であること。		(条例7条1項1号エ(ア)) (条例7条1項1号エ(イ)) (条例7条1項1号エ(ウ)) (条例7条1項1号エ(エ)) (条例7条1項1号オ) (条例7条第1項1号カ)
	気泡発生装置等	気泡発生装置、ジェット噴射装置等を設ける場合は、点検、清掃、排水を容易にでき、空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。		(条例7条1項1号キ)
	水位計配管	水位計配管は、配管内の洗浄及び消毒ができる構造であること。		(条例7条1項1号ク)
	調節箱	調節箱(洗い場の湯栓やシャワーに送る湯の温度を調整するための水槽)を設ける場合は、点検、洗浄及び消毒ができる構造であること。		(条例7条1項1号ケ)
	貯湯槽	内部の湯水の温度を通常の使用状態で60°C以上、最大使用時において55°C以上を保つ能力を有する加温装置を設ける若しくは内部の湯水を消毒する設備を設けること 内部の湯水を完全に排水できる構造であること。		(条例7条1項1号コ(ア)) (条例7条1項1号コ(イ))
	屋外浴槽	屋外浴槽水と屋内浴槽水が配管等を通じて混じり合わない構造であること。		(条例7条1項1号サ)
	便所	適当な数の便所を有すること。 防虫及び防臭の設備並びに流水式の手洗い設備を有すること。 水洗式でない便所にあっては、便器の開口部を除き密閉できる構造とし、かつ、調理場及び井戸と適当な距離を有すること。		(政令1条1項6号、2項6号、3項4号) (条例7条1項2号ア) (条例7条1項2号イ)
	寝具	寝具類の収容設備を有すること。 客室の定員数以上の寝具類を有すること。	(条例7条1項3号イ)	
給水設備		宿泊者の需要を十分に満たすことができる給水能力を有すること。 外部から汚染されない構造であること。		(条例7条1項4号ア) (条例7条1項4号イ)
洗面設備		宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。		(政令1条1項5号、2項5号、3項3号)
指定施設	次の施設の敷地の周囲概ね100m区域内の営業施設では、客室、接待ホール、遊戯ホール等を見通せない設備を有すること。 (政令1条1項7号)			
	学校(大学を除く。) (法3条3項1号)			
	児童福祉施設 (法3条3項2号)			
	条例で定める施設 (法3条3項3号)			
	公民館 (条例9条1項1号)			
	図書館 (条例9条1項2号)			
	博物館 (条例9条1項3号)			
	都市公園 (条例9条1項4号)			
市長が指定した施設 (条例9条1項5号)				

※1 旅館業法施行規則第5条第1項第1号～3号に該当する施設には適用しない。(キャンプ場、スキー場、海水浴場等特定季節営業、体育会、博覧会等の一時的な営業施設等)(省令5条2項)

※2 旅館業法施行規則第5条第1項第1号～3号に該当する施設で、その状況等により、これらによる必要がない場合又はこれらによることができない場合で、公衆衛生の維持に支障がないときはこれらの基準によらないことができる。(省令5条3項)

※3 旅館業法施行規則第5条第1項第4号に該当する施設には適用しない。(農林漁業体験民宿業に係る施設)(省令5条2項)

## 旅館業衛生措置基準

(詳細は旅館業法、施行令、金沢市条例等を参照)

	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業
換 気	換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。		(条例11条1項1号ア)
	機械換気設備又は調和設備を有する場合は、十分な運転と定期点検を行うこと。		(条例11条1項1号イ)
採 光 ・ 照 明	客室、応接室、食堂、調理場、玄関、浴室、洗面所、便所、廊下、及び階段等は宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすこと。		(条例11条1項2号)
館 内 清 掃	客室、応接室、食堂、調理場、玄関、浴室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。		(条例11条1項3号)
寝具類の措置	布団、枕及び毛布は、原則として敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等(以下「敷布等」)で適正に覆うこと。		(条例11条1項4号ア)
	寝衣及び敷布等、直接人に接触するものは、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。		(条例11条1項4号イ)
	寝具類は、適切に洗濯、管理等を行うこと		(条例11条1項4号ウ)
客室の浴槽	使用ごとに完全換水し、都度浴槽を掃除すること。		(条例11条1項5号ア)
共同浴場	毎日、完全換水し、都度浴槽を掃除すること。 ただし、濾過器等を使用して浴槽水を循環濾過させる場合にあって、1週間に1回以上完全換水し、都度浴槽を清掃すること。		(条例11条1項5号ア)
浴槽水の管理	浴槽水の管理は次によること。 ただし、客室に設けられた浴室の浴槽水で、使用の都度換水するものを除く。		
	【温度】浴槽水及び上がり湯の温度は、常に適温に保つこと。		(条例11条1項5号イ)
	【容量】浴槽水は、常に満ちているようにすること。		(条例11条1項5号ウ)
	【消毒】浴槽水の消毒は、市長が別に定めるところにより行うこと。		(条例11条1項5号エ)
	《市長が別に定めるところ》 次に定めるところにより行うこと。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤の使用が適當でない場合又は他の消毒方法を用いる場合であって、適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めたときはこの限りでない。		(市規則11条)
	塩素系薬剤を使用すること。		
	浴槽水の残留塩素の濃度を頻繁に測定し、次のア又はイの測定の方法の区分に応じ、当該ア又はイに定める濃度とすること。 ア 遊離残留塩素の濃度を測定する方法 0.4mg/L以上に保ち、1mg/Lを超えないよう努めること。 イ 結合残留塩素のうち、モノクロラミン濃度を測定する方法 3mg/L以上に保つこと。		
	【消毒(残留塩素)の測定記録】 残留塩素濃度の測定結果は、当該測定の日から3年間保管すること。		
	【水質検査】 浴槽水は、1年に1回(連日使用している浴槽水にあっては、1年に2回)以上水質検査を行うとともに、結果が市長が別に定める水質基準に適合しなかった場合は、市長に報告すること。		(条例11条1項5号オ)
	《市長が別に定める水質基準》 濁度は、5度以下であること。 ただし、温泉、薬湯等を使用する場合、市長が認めた場合はこの限りでない。 全有機炭素の量が8mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が25mg/L以下であること。 ただし、温泉、薬湯等を使用する場合、市長が認めた場合はこの限りでない。		(市規則12条)
室	大腸菌は、1個/mL以下であること。 レジオネラ属菌は、10cfu/100ml未満であること。		
	【水質の測定記録】 水質の測定結果は当該測定の日から3年間保管すること。		
	1週間に1回以上十分に洗浄して汚れを排出すること。		(条例11条1項5号カ)
	濾過器及び循環配管(湯水を浴槽と濾過器等との間で循環させるための配管をいう。)は、1週間に1回以上高濃度の塩素その他の適切な薬剤により消毒するとともに、1年に1回程度は適切な方法により生物膜を除去すること。		(条例11条1項5号キ)
	集毛器 内部は、毎日清掃すること。		(条例11条1項5号ク)
	消毒装置 浴槽水の消毒装置の維持管理を適切に行うこと。		(条例11条1項5号ケ)
	浴槽水の再利用 浴槽からあふれ出た湯水を再利用するため一時的に貯めておく水槽の湯水を浴用に供しないこと。 ただし、これによりがたい場合には、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素消毒すること。		(条例11条1項5号コ)
	連日使用する浴槽水を使用しないこと。ただし、適切な衛生措置を行うときは、この限りでない。		(条例11条1項5号サ(ア))
	気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないよう清掃及び消毒を行ななど、適切に管理すること。		(条例11条1項5号サ(イ))
	浴槽水に浴用剤を加えないこと。		(条例11条1項5号サ(ウ))
水位計配管	内部に生物膜が形成されないよう消毒すること。		(条例11条1項5号シ)
貯湯槽	貯湯槽内の湯水の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあっては、貯湯槽内の湯水を消毒すること。		(条例11条1項5号ス(ア))
	貯湯槽内の生物膜の状況を監視するとともに、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。		(条例11条1項5号ス(イ))
調節箱	内部の生物膜の状況を監視するとともに、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。		(条例11条1項5号セ)
シャワー設備	内部の水が置き換わるよう定期的に通水し、清掃及び消毒を行うなど、適切に管理すること。		(条例11条1項5号リ)
屋外浴槽	浴槽に植栽等の土が入り込まないよう注意するなど、適切に管理すること。		(条例11条1項5号タ)
掲 示	脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等の表示をすること。		(条例11条1項5号チ)
廃棄物容器	浴室には、使用済みのかみそり等を廃棄するための容器を備えること。		(条例11条1項5号ツ)
洗面設備	洗面所の湯水は、十分に供給すること。		(条例11条6号)
便 所	手洗い設備には、十分な水又は湯を供給すること。		(条例11条7号ア)
	手拭い等を備えつける場合は、清潔なものとし、1客ごと取り替えること。		(条例11条7号イ)
その他	客室には、くず入れを備えること。		(条例11条8号ア)
	客室、食堂、調理場及び便所その他必要な箇所において、ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、直ちに駆除作業を行うこと。		(条例11条8号イ)
	宿泊者が伝染性の病気にかかっていることが明らかになったとき又はその疑いがあるときは、その使用した客室、寝具類及び器具類を完全に消毒した後に使用すること。		(条例11条8号ウ)

## 旅館業の適正運営・防火対策に関する基準

(詳細は金沢市条例等を参照)

	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業
宿泊者の面接	<p>営業者は、施設の内部又は施設外玄関帳場において、面接の方法<sup>*</sup>により、宿泊者の本人確認及び人数確認並びに適切な鍵の受渡しをしなければならない。</p> <p>※旅館・ホテル営業においては、玄関帳場代替設備を設置している場合には、面接と同等の方法として市長が認める方法での実施が可能</p> <p>《市長が認める方法》いざれも満たす方法とする。</p> <p>宿泊者の容姿及び旅券等が画像により鮮明に確認ができ、かつ、当該画像が宿泊者名簿とともに保存されていること。</p> <p>当該画像が施設又はその存する敷地や建物等から発信されていることを確認することができる。</p>		(条例12条1項) (市規則13条) (市規則13条1項) (市規則13条2項)
宿泊者への説明	<p>営業者は、本人確認及び人数確認と併せて、文書、図面等を用いることにより、宿泊者に対し、近隣住民の生活環境の悪化を防止するため必要な事項として市長が別に定めるもの及び施設の使用方法を説明しなければならない。</p> <p>《市長が別に定めるもの》</p> <p>大声又は騒音を発してはならないこと、足音その他の移動に伴って生じる音をみだりに生じさせないよう努めることその他静穏を保持するために必要な事項</p> <p>施設及びその周辺において、飲料を収納し、又は収納していた容器、たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類するものが、容易に投棄されることを防ぐために必要な事項</p> <p>施設における廃棄物の適切な処理の方法</p> <p>火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法</p> <p>火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項</p>		(条例12条2項) (市規則14条1号) (市規則14条2号) (市規則14条3号) (市規則14条4号) (市規則14条5号)
管理者の設置 緊急時対応の体制整備	営業者は、宿泊者及び近隣住民からの苦情及び問い合わせ並びに緊急の事態に適切かつ迅速に対応するための体制を整備するとともに、管理者を定めなければならない。		(条例12条3項)
管理者等の 玄関帳場での駐在	営業者は、人を宿泊させる間、施設の内部又は施設外玄関帳場に駐在し、又は管理者等を駐在させなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。		(条例12条4項)
防火対策	<p>営業者は、市長が別に定めるところにより、防火対策、火災時の措置、非常災害時の体制等を整備しなければならない。</p> <p>《市長が別に定めるところ》</p> <p>消防法その他の法令の規定により必要とされる数(その数が0である場合は、1)以上の消火器を施設の内部に設置すること。</p>	(条例13条) (市規則15条)	
	管理者不在簡易宿所にあっては、施設の外部であって当該施設の存する敷地内の場所にも1以上の消火器を設置すること	(市規則15条1号)	
	管理者不在簡易宿所にあっては、消防法その他の法令の規定に基づく自動火災報知設備と火災通報装置を設置するとともに、それらを連動させること。	(市規則15条2号)	
	管理者不在簡易宿所に係る営業者は、当該管理者不在簡易宿所の火災により近隣の建築物等に与えた損害を補償するための保険又は共済に入れるよう努めなければならない。	(条例14条)	